

制 定 令和3年4月1日

最終改正 令和7年4月1日

京都市分譲マンション耐震化促進事業補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 耐震診断に係る補助事業の要件（第6条～第8条）
- 第3章 耐震改修計画に係る補助事業の要件（第9条～第11条）
- 第4章 耐震改修に係る補助事業の要件（第12条～第14条）
- 第5章 交付の申請等（第15条～第22条）
- 第6章 雑則（第23条～第29条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市に存する分譲マンションの耐震改修を促進するため、分譲マンションの耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修に要する費用に対する補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日国土交通省告示第184号の別添をいう。以下「国指針」という。）に基づく方法によって、地震に対する建築物の安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修計画作成 地震に対する建築物の安全性の向上を目的として行う、建築物の増築、改築、修繕、模様替え又は一部の除却の計画（以下「耐震改修計画」という。）を作成することをいう。
- (3) 耐震改修 地震に対する建築物の安全性の向上を目的として、建築物を増築、改築、修繕、模様替え又は一部の除却をすることをいう。
- (4) 耐震改修等 耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修をいう。
- (5) 補助事業 条例第12条第1項の規定による決定の通知を受けて行う当該通知に係

る耐震改修等のことをいう。

- (6) 公的機関 災害対策基本法第2条第3号の指定行政機関及び同条第4号の指定地方行政機関並びに地方自治法第1条の3第1項の地方公共団体をいう。
- (7) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第3条又は第65条に規定する団体をいう。
- (8) 補助対象費用 本補助金の交付の対象となる費用をいう。
- (9) 診断補助金 耐震診断に要する費用に対する本補助金をいう。
- (10) 計画作成補助金 耐震改修計画作成に要する費用に対する本補助金をいう。
- (11) 改修補助金 耐震改修に要する費用に対する本補助金をいう。
- (12) 分譲マンション 2以上の区分所有者（区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建築物（以下「区分所有建物」という。）であって、居住の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の3分の2以上である共同住宅をいう。
- (13) 特定分譲マンション 前号に規定する分譲マンションのうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの。
- (14) 耐震判定委員会 京都市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第2条第2項第1号に規定する耐震判定委員会をいう。
- (15) 段階的改修 2の工事に分けて行う耐震改修であって、第1回目の工事としてピロティ階（主に柱により構成されている階で、当該階の耐力壁等の量が直上階又は直下階と比べて著しく少ないもの。以下同じ。）の耐震改修を行い、当該ピロティ階の耐震改修の工事の完了後において、次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、第2回目の工事の完了後において、地震に対して安全な構造となるものをいう。
 - ア ピロティ階の構造耐震指標IS値を、構造耐震判定指標ISO値で除して得た値が、1.0以上であり、又はこれと同等の地震に対する安全性を有すること。
 - イ ピロティ階以外の階において、従前と比べて地震に対して倒壊する危険性が増加しないこと。
- (16) 地震に対して安全な構造 国指針に基づく方法によって、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断される建築物の構造をいう。

（耐震改修の努力義務）

第3条 本補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）について耐震化のための措置を講じる努力をしなければならない。

（補助対象建築物）

第4条 補助対象建築物は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 分譲マンションに該当する建築物であること。
- (2) 本市の区域内に存する建築物であること。

(3) 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和５５年７月１４日政令第１９６号）の施行の際（昭和５６年６月１日）、現に存し、又は現に工事中であった建築物であること。

(4) 耐震改修促進法第５条第３項第１号に規定する既存耐震不適格建築物であること。

(5) 建築基準法第６条第１項の確認済証及び同法第７条第５項の検査済証の交付を受けた建築物であること。ただし、補助対象建築物が以下のいずれかに該当するときはこの限りでない。

ア 建築基準法第６条第１項に定める建築基準法令の規定に違反していないことが証明できる場合

イ 建築基準法の耐震関係規定に違反していないことが証明でき、かつ、耐震関係規定以外の規定に違反している箇所について耐震改修工事等に伴い是正工事を行うことを確約している場合

(6) 公的機関が一棟の全部を所有する建築物でないこと。

(7) 本補助金のほかに、補助対象費用に対して、公的機関から、直接又は間接に、同種類別の補助金その他の金銭的給付の交付を受けていない建築物であること。ただし、補助金等の重複受給に当たらないと市長が認めるときは、この限りでない。

(8) 地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、速やかに耐震化のための措置を講じる予定の建築物であること。

(9) 耐震改修等を実施する旨の決議（区分所有者による集会の決議をいう。以下同じ。）がある建築物であること。

(10) 計画作成補助金又は改修補助金の交付を受けようとする場合にあっては、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されている建築物であること。

(11) 計画作成補助金又は改修補助金の交付を受けようとする場合にあっては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の３に規定する当該管理組合によるマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）を作成し、市長の認定の申請を行うよう努めなければならない。

(12) 分譲マンションのうち、特定分譲マンションに該当しないもの（以下「その他の分譲マンション」という。）において計画作成補助金の交付を受けようとする場合にあっては、耐震改修計画作成と耐震改修を併せて一の補助事業として行うこと。

(13) 改修補助金の交付を受けようとする場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たす建築物であること。ただし、その他の分譲マンションにおいて耐震改修計画作成と耐震改修を併せて一の補助事業として行う場合にあってはこの限りではない。

ア 耐震改修計画が既に作成されていること。

イ 耐震改修計画に基づく耐震改修後、地震に対して安全な構造となることが、耐震判定委員会による判定・評価、耐震改修促進法第１７条第３項の規定に基づく計画認定、建築基準法第６条第１項若しくは同法第６条の２第１項の規定に基づく確認又は同

法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定によって証明されていること。
(補助事業者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、当該区分所有建物の管理組合の代表者(区分所有法第25条に規定する管理者又は同法第49条に規定する理事をいう。以下同じ。)又は区分所有者全員の同意を得た代表者で、補助事業を実施する者とする。

2 補助対象建築物が信託法第2条第3項に基づく信託財産である場合は、前項の規定に関わらず、補助事業者は、同法第2条第5項に基づく受託者で、補助事業を実施する者とする。

3 補助対象建築物に賃借人がある場合にあっては、補助事業者は、耐震改修等の実施について、当該賃借人全員の同意を得る又は当該賃借人に十分に周知したうえで反対の意思を示す者がいないことを確認しなければならない。

第2章 耐震診断に係る補助事業の要件

(耐震診断の要件)

第6条 耐震診断は、次の要件を満たす者が行わなければならない。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条の規定に適合する者であること。
- (2) 建築士法第23条の3第1項の規定により登録を受けた建築士事務所に属する者であること。

2 耐震診断は、耐震判定委員会による判定・評価を受けなければならない。

(耐震診断の補助対象費用)

第7条 診断補助金の補助対象費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 耐震診断に要する費用
 - (2) 耐震判定委員会による耐震診断の判定・評価に要する費用
- 2 診断補助金の補助対象費用の合計額は、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じて、当該各号に掲げる1平方メートル当たりの限度額に当該延べ面積を乗じて得た額を合計した額を限度とする。ただし、設計図書の復元又は耐震判定委員会による判定・評価等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は157万円を限度として加算することができる。

- (1) 延べ面積1,000㎡以内の部分 3,670円/㎡
- (2) 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,570円/㎡
- (3) 延べ面積2,000㎡を超える部分 1,050円/㎡

(診断補助金の額)

第8条 診断補助金の額は、耐震診断の補助対象費用の合計額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、その額が200万円を超える場合は、200万円とする。

- 2 前項の規定に基づき算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるとき又はその額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を交付しないものとする。

第3章 耐震改修計画作成に係る補助事業の要件

(耐震改修計画作成の要件)

第9条 耐震改修計画の作成は、第6条第1項の要件を満たす者が行わなければならない。

- 2 耐震改修計画は、次に掲げる事項すべてを含むものでなければならない。

- (1) 耐震改修の設計図書
- (2) 耐震改修の工事費見積り
- (3) 耐震改修後の耐震性能の評価
- (4) 耐震改修の事業計画書

- 3 耐震改修計画は、耐震改修実施後、地震に対して安全な構造となる計画としなければならない。

- 4 耐震改修計画は、耐震判定委員会による判定・評価を受けなければならない。ただし、耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく計画認定、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認又は同法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定によって、前項の要件に適合していることが証明されているものについては、この限りでない。

(耐震改修計画作成の補助対象費用)

第10条 耐震改修計画作成の補助対象費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 耐震改修計画作成に要する費用
- (2) 耐震判定委員会による耐震改修計画の判定・評価に要する費用

- 2 耐震改修計画作成の補助対象費用の合計額は、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じて、当該各号に掲げる1平方メートル当たりの限度額に当該延べ面積を乗じて得た額を合計した額を限度とする。

- (1) 延べ面積1,000㎡以内の部分 3,670円/㎡
- (2) 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,570円/㎡
- (3) 延べ面積2,000㎡を超える部分 1,050円/㎡

(計画作成補助金の額)

第11条 計画作成補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 特定分譲マンション 次に掲げる額を比較して、最も少ない額
 - ア 耐震改修計画作成の補助対象費用の合計額に3分の2を乗じて得た額
 - イ 限度額300万円
- (2) その他の分譲マンション 次に掲げる額を比較して、最も少ない額
 - ア 耐震改修計画作成の補助対象費用の合計額に3分の1を乗じて得た額

- イ 1 住戸当たりの限度額 15 万円に住戸数を乗じて得た額
- 2 前項の規定に基づき算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるとき又はその額が 1,000 円未満であるときは、その端数又はその全額を交付しないものとする。

第 4 章 耐震改修に係る補助事業の要件

(耐震改修の要件)

第 12 条 耐震改修は、次に掲げる要件のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。
- (2) 耐震改修の結果、建築基準法第 6 条第 1 項に定める建築基準法令の規定に違反しないものであること。

(耐震改修の補助対象費用)

第 13 条 耐震改修の補助対象費用は、耐震改修工事に要する費用（工事監理費を除く。）とする。

2 耐震改修の補助対象費用は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる 1 平方メートル当たりの限度額に補助対象建築物の延べ面積を乗じて得た額を限度とする。

- (1) 耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が 0.3 以上相当である場合 51,700 円/㎡
- (2) 耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が 0.3 未満相当である場合 56,900 円/㎡
- (3) 免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると市長が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合 86,400 円/㎡

(改修補助金の額)

第 14 条 改修補助金の額は、次の各号に掲げる額を比較して、最も少ない額とする。

- (1) 耐震改修の補助対象費用の合計額に 3 分の 1 を乗じて得た額
- (2) 1 住戸当たりの限度額 60 万円（管理計画の認定を受けた特定分譲マンションにあっては、90 万円）に住戸数を乗じて得た額。
- (3) 限度額 4,800 万円

2 前項の規定に基づき算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるとき又はその額が 1,000 円未満であるときは、その端数又はその全額を交付しないものとする。

第 5 章 交付の申請等

(交付の申請等)

第 15 条 条例第 9 条の規定による申請（以下「交付申請」という。）は、京都市分譲マンション耐震化促進事業交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、過去 5 年間に本補助金の交付を受けて事業を行った場合に

おける第1号から第2号に掲げる書類（変更がない場合に限る。）のほか、市長が提出の必要がないと認める書類については、この限りでない。

- (1) 補助対象建築物の位置図、耐震改修等を行う箇所並びに補助事業に係る箇所を明記した配置図、平面図、立面図及び断面図
- (2) 補助対象建築物の外観写真
- (3) 申立書（補助対象建築物が、建築基準法第6条第1項に定める建築基準法令の規定に違反していない旨及び地震に対して安全な構造となるよう速やかに措置を講じる予定である旨を記載したもの）
- (4) 補助対象建築物が建築基準法第6条第1項に定める建築基準法令の規定に違反していないことを証明する書類（確認済証及び検査済証がある場合は、それらの写し）
- (5) 補助対象建築物の新築又は増改築等の経過を示す書類
- (6) 補助対象建築物の登記事項証明書（建物）の写し（3箇月以内に証明されたものに限る。）
- (7) 耐震改修等を実施する旨の決議があることを証する書類又はこれに類する書類
- (8) 補助対象建築物に賃借人がある場合にあっては、耐震改修等の実施に関する当該賃借人の同意書又は耐震改修等の実施について、当該賃借人への周知方法及び反対の意思を示す者がいないことの確認結果を記載した書類
- (9) 補助事業に要する費用の見積書の写し
- (10) 計画作成補助金の交付を受けようとする場合は、補助対象建築物の耐震診断結果を示す書類
- (11) 診断補助金又は計画作成補助金の交付を受けようとする場合にあっては、それぞれ第6条第1項又は第9条第1項に掲げる基準に適合する者により行われることを証する書類
- (12) 改修補助金の交付を受けようとする場合にあっては、第4条第13号に掲げる要件に適合することを証する書類の写し及び関連する図書
- (13) 京都市民間建築物（非木造建築物）の耐震化促進事業に係る事前協議実施要領第3条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する事前協議完了通知書の写し（第26条第2項の規定による全体設計の承認を受けて改修補助金の交付を受けようとする場合にあっては、同条第2項の通知書の写し）
- (14) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第16条 市長は、交付申請が到達した日から30日以内に条例第10条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

（補助事業の履行）

第17条 補助事業は、交付決定の通知を受けた日以後でなければ着手してはならない。

2 補助事業は、原則として交付決定を受けた年度内に完了させなければならない。ただし、

市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(変更又は中止等の承認)

第18条 補助事業者は、交付決定後、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長と変更内容又は中止若しくは廃止について協議しなければならない。

2 条例第11条第1項第1号の規定による補助事業の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、京都市分譲マンション耐震化促進事業変更承認申請書(第2号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 変更内容に関する書類
- (2) 本補助金の交付決定通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、以下に掲げるものとする。

- (1) 本補助金の交付予定額に変更を生じない経費の配分の変更
- (2) 補助事業の予定期間の延長(交付の決定を受けた年度を超えて延長する場合を除く。)
- (3) 耐震改修等の実施者の変更
- (4) 工事内容の変更で、本補助金の交付予定額に変更を生じないもの(耐震改修計画の変更について耐震判定委員会の再判定・評価等が必要な場合を除く。)
- (5) 補助事業者の住所又は連絡先の変更
- (6) その他市長が認めるもの

4 条例第11条第1項第2号の規定による補助事業の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、京都市分譲マンション耐震化促進事業中止・廃止承認申請書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 本補助金の交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

5 市長は、補助事業者から第2項又は前項の規定による申請があった場合において、当該申請等の内容を認めるときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(完了実績の報告)

第19条 条例第18条の規定による報告(以下「完了実績報告」という。)は、補助事業完了後速やかに、京都市分譲マンション耐震化促進事業完了実績報告書(第4号様式)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、その他の分譲マンションにおいて耐震改修計画作成と耐震改修を併せて一の補助事業として行った場合にあつては、第2号に規定する図書のうち、第3号に規定する図書と重複するものについては添付を要しない。

- (1) 耐震診断に係る補助事業 別表第1(い)欄に掲げる書類
- (2) 耐震改修計画作成に係る補助事業 別表第1(ろ)欄に掲げる書類
- (3) 耐震改修に係る補助事業 別表第1(は)欄に掲げる書類

2 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であると認められた場合又は改修補助金の交付を受けて耐震改修を行った場合は、耐震改修促進法第22条に規定する当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定の申請を行うよう努めなければならない。

(補助金の請求)

第20条 本補助金の請求は、条例第19条の規定による通知を受けた日から30日以内に、京都市分譲マンション耐震化促進事業補助金請求書(第5号様式)により行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定の取消し)

第21条 市長は、次のいずれかに掲げる事情が生じたときは、本補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 条例及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定を受けた補助事業者が、補助事業を実施しなかったとき。
- (3) この要綱に定める補助要件を欠くに至ったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、本補助金を交付することが適当でなくなったと市長が認めたとき。

(報告の徴収)

第22条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、補助事業者に対し、当該補助事業の実施状況等を報告させることができる。

第6章 雑則

(市の補助)

第23条 市長は、予算の範囲内において、この要綱において定めるところに従って実施される耐震改修等に関する事業を行う者に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

(補助対象費用の例外)

第24条 公的機関が補助対象建築物の共有者又は区分所有者である場合の本補助金の額の算定は、公的機関の持分の割合を考慮することを基本とする。

2 補助対象費用には、補助事業に係る消費税及び地方消費税相当額を含めることができない。

(2の補助事業を並行して行う場合の措置)

第25条 補助対象建築物が特定分譲マンションであり、診断補助金の交付決定を受けて補助事業を実施した結果、補助対象建築物が地震に対して安全な構造でないと見込まれる場合は、完了実績報告の前に、計画作成補助金の交付の申請を行うことができる。

2 前項の規定により計画作成補助金の交付の申請を行う場合は、第4条第10号及び第15条第10号の規定は適用しない。

- 3 第1項の規定により耐震改修計画作成に係る補助事業を実施した場合においては、第9条第4項の規定による判定・評価等は、第6条第2項の規定による判定・評価等とあわせて受けることができる。
- 4 第1項の規定により耐震改修計画作成に係る補助事業を実施した場合においては、当該2の補助事業の完了後、完了実績報告を行わなければならない。
- 5 第1項の規定により耐震改修計画作成に係る補助事業を実施した場合であって、耐震診断に係る補助事業を実施した結果、地震に対して安全な構造であると認められ、耐震改修計画作成が不要となった場合は、補助事業者は、速やかに、第18条第4項の規定に基づき、耐震改修計画作成に係る補助事業の廃止の承認の届出を行わなければならない。

(全体設計の承認)

第26条 改修補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に係る特定分譲マンションの耐震改修が複数年度にわたる場合には、初年度の交付申請までに、当該耐震改修に係る補助対象費用の総額及び補助事業の完了の予定期間等について、分譲マンション耐震化促進事業全体設計(変更)承認申請書(第6号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出の必要がないと認める書類については、この限りでない。

- (1) 第15条第1号から第9号及び第12号に掲げる書類
 - (2) 京都市民間建築物(非木造建築物)の耐震化促進事業に係る事前協議実施要領第3条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する事前協議完了通知書の写し
 - (3) 耐震改修に要する費用の総額及び各年度の出来高予定額が確認できる書類
 - (4) 耐震改修の完了の予定期日が確認できる書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適当と認めた場合は、全体設計を承認し、当該申請を行った者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による承認を受けて耐震改修を行う建築物における第4条第7号の適用については、当該耐震改修に係る各年度の改修補助金を合わせて一の改修補助金として取り扱うものとする。
- 4 第2項の承認を受けた補助事業者は、当該耐震改修に係る補助対象費用の総額の変更を申請しようとするときは、第1項の規定を準用する。

(段階的改修を行う場合の措置)

第27条 補助対象建築物が特定分譲マンションであり、段階的改修を行う場合は、各々の耐震改修についてそれぞれ改修補助金の申請を行うことができる。

- 2 第1項の規定により段階的改修を行う場合にあっては、事前に、当該段階的改修の計画について耐震判定委員会による耐震改修計画の判定・評価を受けるとともに、耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修の計画の認定又は建築基準法第86条の8

第1項の規定に基づく全体計画の認定を受けなければならない。

- 3 第1項に規定する各々の耐震改修を行う特定分譲マンションにおける第4条第7号の適用については、それぞれの改修補助金を合わせて一の改修補助金として取り扱うものとする。
- 4 第1項の場合における第4条第9号、第5条第3項及び第12条第1項の運用について、「耐震改修等」又は「耐震改修」とあるのは、「段階的改修」とする。
- 5 第1項の場合における段階的改修の第1回目の耐震改修に係る改修補助金の額の算定に係る第14条第1項の適用については、同項第2号中、「60万円（管理計画の認定を受けた特定分譲マンションにあつては、90万円）」とあるのは、「20万円（管理計画の認定を受けた特定分譲マンションにあつては、30万円）」と、第3号中、「4,800万円」とあるのは、「1,600万円」とする。
- 6 第1項の場合における段階的改修の第2回目の耐震改修に係る改修補助金の額の算定に係る第14条第1項の適用については、同項第2号中、「1住戸当たりの限度額60万円（管理計画の認定を受けた特定分譲マンションにあつては、90万円）に住戸数を乗じて得た額」とあるのは、「1住戸当たりの限度額60万円（管理計画の認定を受けた特定分譲マンションにあつては、90万円）に住戸数を乗じて得た額から、段階的改修の第1回目の耐震改修の際に交付を受けた改修補助金の額を差し引いた額」と、第3号中、「限度額4,800万円」とあるのは、「限度額4,800万円から、段階的改修の第1回目の耐震改修の際に交付を受けた改修補助金の額を差し引いた額」とする。

（委任）

第28条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し、必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前に、従前の要綱の規定に基づく交付決定を受けたものについては、従前の要綱の規定による効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前に、従前の要綱の規定に基づく交付決定を受けたものについては、従前の要綱の規定による効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、従前の要綱の規定に基づく交付決定を受けたものについては、従前の要綱の規定による効力を有する。

別表第1（第19条関係）

	補助事業の区分	完了実績報告書の添付書類
(い)	耐震診断に係る補助事業	(1) 耐震判定委員会による耐震診断の評価の報告書の写し (2) 補助事業に係る契約書等の写し (3) 補助対象費用を支出したことを証する領収証の写し (4) その他市長が必要と認める書類
(ろ)	耐震改修計画作成に係る補助事業	(1) 耐震改修の設計図書 (2) 耐震改修の工事費見積り (3) 第9条第4項に掲げる要件に適合することを証する書類の写し及び関連する図書 (4) 補助事業に係る契約書等の写し (5) 補助対象費用を支出したことを証する領収証の写し (6) 耐震改修の工程表（予定） (7) その他市長が必要と認める書類
(は)	耐震改修に係る補助事業	(1) 建築士により当該工事が適正に完了したことを証する適合確認書 (2) 耐震改修の実施状況を示す写真（箇所ごとに工事前、工事中及び工事後の状況がわかるもの） (3) 補助事業に係る契約書等の写し (4) 補助対象費用を支出したことを証する領収証の写し (5) 耐震改修の工程表（実績） (6) その他市長が必要と認める書類

(様式)

第1号様式 京都市分譲マンション耐震化促進事業交付申請書

第2号様式 京都市分譲マンション耐震化促進事業変更承認申請書

第3号様式 京都市分譲マンション耐震化促進事業中止・廃止承認申請書

第4号様式 京都市分譲マンション耐震化促進事業完了実績報告書

第5号様式 京都市分譲マンション耐震化促進事業補助金請求書

第6号様式 京都市分譲マンション耐震化促進事業全体設計（変更）承認申請書